

平成29年度 第2回生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成29年10月27日(金) 生駒市役所 3階 302会議室		
出席委員等	委員長 森 裕之 委員長代理 豊永 泰雄 委員 松山 治幸		
	事務局	大西総務部長・黒松契約検査課長・山本検査係長	
	審議案件説明担当課	地域活力創生部	石畑地域活力創生部長
			川島環境モデル都市推進課長
			平井専門官
天野環境モデル都市推進係長			
審議対象期間			
抽出案件	0件	(備考)	
一般競争入札	0件	(協議案件) 平成29年10月19日付生契第72号で諮問のあった「本市と地域エネルギー会社「いこま市民パワー株式会社」との電力契約について	
指名競争入札	0件		
随意契約	0件		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答	
	別紙のとおり		
委員会による意見具申又は勧告の内容			

質 問	回 答
<p>1 本市と地域エネルギー会社「生駒市民パワー株式会社」との電力契約について</p> <p>大阪ガス他との協定書の中で契約締結の義務があった場合はどうするのですか。公募型プロポーザル方式は随意契約の一種であり、その時点で議論しておくべきではないですか。</p> <p>今の段階で大阪ガスと契約を締結しなければ損害賠償請求のリスクがあるのではないですか。 当初の公募型プロポーザルの内容に入っていたのですか。</p> <p>大阪ガスから購入する割合という問題がある。94%大阪ガスから購入するとあるが、必ずしもそうである必要もなく、例えば50%は大阪ガス、残りは関西電力等他の電力会社から購入するといった議論も有り得ると思います。</p> <p>今の段階で入札監視委員会がどう判断ができるのか。本当に判断するなら、公募型プロポーザルの時点で、それが妥当かどうかを判断する必要があったと思います。</p> <p>現在、エフパワーから電気を買っていますね。基本的には全て買っているのですか。</p> <p>それは入札したのですか。</p> <p>全体の需要量は当面、生駒市がほとんどということですか。</p>	<p>本市と地域エネルギー会社「生駒市民パワー株式会社」との電力契約について報告をしました。</p> <p>この公募型プロポーザルは、生駒の新会社を設立するためのパートナーを選定するもので、プロポーザルの内容に「電気を購入する。」とはないと思います。</p> <p>パートナー事業者の選定です。 担当課から説明させていただきます。</p> <p>公募型プロポーザルの契約時点で、どんな内容で契約したのか、担当課に説明させていただきます。</p> <p>指定管理の施設は違います。</p> <p>公募型プロポーザルの時点から条件はどうなっていたのか、事業計画はどうなっているのか、協定書の内容 など担当課より説明させていただきます。</p>
<p>2 本市と地域エネルギー会社「生駒市民パワー株式会社」との電力契約について</p> <p>この新会社が発電する電力を生駒市が全て購入するという前提にはなっておらず、漠然と公共施設に供給し、生駒市がそれを買うという内容になっていたのですか。</p> <p>将来の収益見込み、経営計画が出されていたのですか。その時にはどこでどれだけ売るとの見通しがある計画だと思うのですが。</p> <p>当初はこの新会社の供給する全電力を、公共施設で買い取る計画だったのですか。</p> <p>大阪ガスをバックアップ電源としていても、会社としては必要な電力をどこから買っても良いのでは。</p> <p>協定書の中にある「所管する施設」とはどの施設ですか。</p>	<p>事業内容、契約内容について、担当課より説明しました。</p> <p>プロポーザルの基本方針の事業内容に、地域新電力として、地域内で発電する再生可能エネルギー由来の電力を公共施設への供給と将来的に地域の民間事業への供給事業として明記しています。文言としては、全ての公共施設に対して供給するとしているのではなく、公共施設も供給していく、民間にも供給していくというものです。</p> <p>電源を持っている事業者、他から調達できる事業者等様々な事業者を対象にプロポーザルで公募し、特に自社電源の有無は条件には入れてませんでした。結果的に大阪ガスが選定されましたが、自社電源を保有しており、安心できる業者を選定しました。</p> <p>業者を公募するときには、公共施設には新電力会社から全て供給することをベースの需要にし、経営を安定化させ、様々なサービスに繋げていく計画で行っています。</p> <p>市が行う事業であり、市がまず地産地消の再生可能エネルギーを進めるために公共施設からと、基本的なスタンスだと考えています。</p> <p>理屈上はその通りです。</p> <p>生駒市の全公共施設です。</p>

質 問	回 答
<p>協定書の第7条第2号で、新会社の事業運営や全般への協力をを行い、電源調達先にあたって、「生駒市の現状における再生可能エネルギー等を優先し、不足分は大阪ガスから供給するものとする」とあるので、協定書の中で決まっており、新会社と契約を結ばなければ契約書の義務違反になるのではないですか。協定書を読む限りは大阪ガスから調達するということになっており、選択の余地はないのでは。この新会社は、電力の調達を大阪ガス以外からは協定書上できないのではないですか。</p>	<p>大阪ガス以外からの調達は出来ません。ただ、全公共施設という書き方はしていないので、できることからということになっています。</p>
<p>今の供給計画では、生駒市の全公共施設に電力を供給するだけの電力量はないのでは。</p>	
<p>計画では1年目に65の公共施設に電力を供給し、その後供給する公共施設を徐々に増やし、民間施設にも販売していくということですか。</p>	<p>市内にある再生エネルギーを確保していき、大阪ガスからの電力供給割合を減らしていきます。</p>
<p>「所管する施設」の解釈ですが、生駒市が裁量的に施設を決めるのか、全施設が前提になるのですか。</p>	<p>全施設とは考えていませんが、生駒市が51%出資している会社であり、この新会社の設立目的が公の公共サービスにするために利益の全てをつぎ込み、プラス現段階で市に損害を与えないように計画しているため、政策的にも目的を達成するという事で、可能な限り、公共施設へ電力調達するのが良いかと考えています。</p>
<p>協定書を読む限り、電力の購入についてはこの会社と随意契約を結ばなければならないのでは。</p>	<p>この事業を始めた段階で、その前提で進めていました。</p>
<p>契約を結ばないという判断は有り得ないのではないですか。結ばなければ、大阪ガスや他の当事者から訴訟を起こされて当然では。</p>	
<p>価格交渉以前の話だと思います。交渉の結果安くなるかもしれないが、価格を提示されても、契約は決まっているという話になっていると思います。担当課としてはそうせざるをえない話なのですか。その範囲内で価格交渉はするが、契約の継続は大前提になっているという認識ですか。</p>	<p>市の方針としては、その前提で進んでおります。</p>
<p>市の方針というより、契約上そうならざるをえないのではないですか。</p>	
<p>電力を売ると言ったものは全て買わなければいけないという契約になっているのでは。期限はあるのですか。</p>	<p>期限は定めていません。この会社での利益を全て公共投資していくので、続けば続くほど市にとって有効な施策だと考えています。</p>
<p>この契約から見ると、半永久的に大阪ガスから調達を受けるということではないですか。</p>	<p>電気料金は現在100%市内から出て行っています。それを今市内の再生可能エネルギーで先ずは100%中6%、バックアップ電源で94%買いますが、その事で今100%市外に出してしまっていることよりは絶対にマイナスにはなりません。それに規模が大きいのではということですが、市内の再生可能エネルギーと大阪ガスの供給割合を半々にすると、継続的な経費が必要ですので会社が成り立ちません。12%を100%と仮定すると、その半分にあたる市内の再生可能エネルギー6%の電源で約3200万円から3300万円の売り上げが見込める程の電力量です。これを半分とすることは大阪ガスの電力と合わせても6000万円程の売り上げしかできません。その中で原価を差し引くと純利益は数100万円しか残りません。経常的な経費というのは色々な電力需給調整などがあり、2000万円程かかりますのでその時点で赤字が出てしまいます。それをどの程度の割合で会社として流用できるかで、担当課としては、6%、プラス市が買う電源を考えると、この率が最も次に進める段階の電力量だと考えます。</p>

質 問	回 答
<p>今の話だと、新会社の赤字を防ぐために契約するという話になるのでは。</p> <p>協定書には、「新会社への事業運営、全般の協力を行う」とあるので、契約上、電力契約が切れ次第、契約の対象に入っていないと義務違反になります。そういう趣旨ではないのですか。</p> <p>そこで大阪ガスが提出した事業計画は、生駒市の65施設に電力を販売する販売計画だったのですか。</p> <p>ということは、大阪ガスをパートナーに選定した段階で、生駒市が承認したとなるのでは。</p> <p>今の段階で入札監視委員会でこの公募型プロポーザル全体、協定書の良し悪しについては何も言えない。6%だけ随意契約でいくべきではないか。ずっと契約し続けたいといけないうのか。電力料金が市場価格よりも高くても契約せざるをえないというのは問題です。</p> <p>施設はこれだけあり、これを前提に事業計画を作成しているの、色々な固定費がかかる。小さな会社では成り立たない。ある程度の規模が必要であり、これだけの電力を供給しなければ、この会社は成り立たない。ということですか。</p> <p>電力の自由化になり、今もエフパワーと一般競争入札で契約しており、一般論では一般競争入札でいくべきだと思いますが、事実は違い、もう協定書で決定している。法律上の解釈もありますが、公募型プロポーザルの時点での事業計画等の前提、またこの締結した協定書の内容では契約せざるをえないと思います。</p> <p>公募型プロポーザル全体を評価となるとまた別です。協定書を締結している以上、我々が意見を言うことに意味があるのか、法律上の義務として契約しなければいけないのではないのですか。</p> <p>これぐらいの話まで来ると、顧問弁護士にリスクのリーガルチェックをしてもらうべきです。このレベルの話になると、第三者委員会では精度が低いです。</p> <p>会社を設立しこれから営業活動、管理費用等のコストが掛かりマイナスになるなら、電力市場から電力を購入すればよかったです。</p> <p>しかし、今まで一般競争入札で購入していますね。</p> <p>事実上は随意契約になっていると思います。協定書を見る限りでは随意契約にならざるを得ないかと思えます。</p> <p>契約の判断以前に、随意契約で行うと決まっているため判断については、所管外ということです。</p> <p>一般論としては電力自由化になっているのだから、原則的には、一般競争入札をすべきであるという話になるのでは。</p>	<p>市に対して損害を与えない範囲で計画しています。2年目、3年目と経っていけば市は費用を出さずに公共サービスが生まれてくるという考えです。</p> <p>仕組みとしてはそうです。</p> <p>基本はその前提です。</p> <p>実際その内容を確認したところ、市の施策に該当することもあるかもしれませんが。9月議会の本会議で質問され、「市の特定の施策目的に該当する可能性はあるが、今ここでは判断はできません。」と回答しました。可能性はあるが、その良し悪しの判断が分かりづらいところがあり、ここに諮問させていただいたという経緯です。(事務局)</p> <p>協定書の中で、不足分は大阪ガスから供給すると原則的な書き方をしていますが、仕入れが高くても買わなければならないということはないと解釈していました。電力市場で取引されているよりも低い金額で購入する前提で進めてきました。年度毎に卸しの単価契約を協定のようなかたちで結びますが、新会社の重要事項ですので、取締役会で全出資者の承認で結びます。大阪ガスだけが有利にならないよう制度設計はしてきたつもりです。</p> <p>購入するノウハウがなかったのでプロポーザルにしました。</p> <p>普通の公共施設ではありますが、会社としてはありません。</p>

質 問	回 答
<p>この電力契約だけを見ると、それでいいと思いますが、それ以前の一連の流れを勘案すると、所管外であると思います。</p> <p>問題としては、この協定書が良いか悪いかという判断だと思います。協定書の締結までさかのぼる内容になります。</p> <p>公募型プロポーザルで、競争性を保ちながら審査委員会の方々が判断しているので良いと思いますが、その中身の良し悪しまでは本委員会では判断できない。と考えます。もし、良し悪しまでを判断するとなると全てをチェックしなければならないので、別の第三者委員会が必要となると思います。</p> <p>この進め方で良いのかということを中心に、庁内で検討してもらった方がいいと思います。</p> <p>結論としては、一般競争入札すべきであるという意見です。ただ、この協定書があるので、協定書の是非については、委員会としては判断できる立場ではないということです。</p> <p>そうですね。</p> <p>契約を結ばざるを得ないのは、協定書の中で合意されているので、何をチェックするのか、例えば価格であったり、担当課としては交渉するわけで、毎年電力購入を契約をする際に妥当な結び方があるのか。一番は価格だと思いますが、大阪ガスの言い値ではない最低限の基準を設けてそれよりは下回る価格で供給してもらわないと困るとか、市民の税金であるわけで、そういった技術的な部分の提言はしてもいいのでは。</p> <p>一般競争入札で買う値段と同額で買えるのであれば、市としては損失を伴わないと思います。少なくとも市場価格以下の価格でないといけないと思います。</p> <p>他に技術的なところで提言できることはありませんか。一般競争入札であるべきというのはあるかと思いますが、協定書があるため、毎年契約を締結していくことになるかと思うので、本委員会としては最低限やるべきだという提言を出すということもできると思うのですが。</p> <p>もし、「契約するのであれば」という条件つきで、契約することの良し悪しは別として、技術的な観点から公平性、経済性などについて提言するのも良いと思います。</p> <p>電力を購入するのであれば、最低限この基準で購入する、毎年契約するのであれば市場価格と比較して行うべきであるなど、技術的な提言もできると思います。担当課としてはいかがですか。</p> <p>その点の意見は今、議論しています。</p>	<p>いろんな意見はあるだろうと思いますが、今までいただいたご意見をまとめていただきたいと思います。 (事務局)</p> <p>この協定書の是非については、入札監視委員会としては判断する立場ではないということも答申に入るといいますか。(事務局)</p> <p>今考えていますのは、このエリアでの一般電気事業である関西電力の基本価格は上回らない価格とすることは合意は出来ています。また、電気料金を毎年見直しをかけるために単年度契約を行う予定です。</p> <p>一定の目安の価格があるので、それを上回る価格については受け入れられません。当然毎年の契約交渉を行っていくつもりです。それと、随意契約が妥当かどうかという点についてはいかがですか。</p> <p>この協定の是非を議論する場でないとして、性質的又は政策的に行う場合として、市場価格というのは入札をしてみないと分からないのですが、この管内でしたら関西電力が一般電力事業者として、値下げとかもあろうかと思いますが、本市の契約としては上回ることはないもので、そういう条件を付して、毎年情報収集して対応していくことや、再生可能エネルギーの比率を増やしていくなどを列記することになるのですか。</p>

質 問	回 答
<p>関西電力を上回るということではなく、市場価格で上回ることがないようにする条件の方がいいと思います。</p> <p>諮問の対象外であるとの意見もあり協議中であるが、この契約の前段階で話は終わっているため、当委員会では関知できないとして答申することもひとつある。これまでの入札改革や電力自由化の流れからいうと、これまで行ってきた一般競争入札が前提であり、地産地消型の市のエネルギー施策だとしても、実態として大阪ガスから購入している分も多く、本来なら一般競争入札ではないかという答申することもできると思います。仮に会社と契約を結ぶのであれば、こういう点を押さえた上で、毎年度の契約締結をするなど、運営をおこなっていくためにチェックする機関や仕組みなども必要かも知れません。</p> <p>その点を併記する答申は。 「この電力契約については、一般競争入札すべきである。」これに対する意見はあるとして、傍論的ではありますが、この諮問に対する直接的な答申ではないですが、この協定書がある以上は法律的に契約義務があると思われれます。それについても注記があり、その是非については、当委員会では契約の適合性については判断しないとします。仮に契約するのであれば、この点については留意されたいと。つまり元々の協定書が適法なものであって、契約を締結するのであれば、この点は留意することとしての条件をつけ、それぞれを併記する答申で良いのではないのでしょうか。</p> <p>併記を論理でつないでくということですね。今の議論のご意見とすればそこであると思います。</p> <p>それは随意契約に該当するかどうかということですね。</p> <p>環境モデル都市を推進する大きな施策となっている。地産地消型のエネルギーを拡大し、環境モデル都市としてふさわしい自治体を形成していくための手段として、エネルギー会社を設立した。出資比率も51%が生駒市で、主体としてやっていくんだとのことで、文言上、契約としては該当するだろう。ということですね。</p> <p>該当するかどうかについては、この協定書を判断しないと分からないのではないのでしょうか。</p> <p>そうですね。具体的にはこの協定書の判断をしないと随意契約でいう2号随意契約に該当するかどうか。電力契約の随意契約の該当性よりもこの協定に関する2号随意契約の該当性を検討する必要があったのではないかと思います。</p> <p>それを前提として随意契約を行っているのでは。 生駒市地域新電力事業パートナー事業者選定をする話ですが、これに係る公募型プロポーザルで、その事業内容は地域内の再生可能エネルギー由来の電力を地域内で消費する地産地消型の電力小売事業を行うなどで、事業目的として、生駒市では、平成27年1月に策定した「環境モデル都市アクションプラン」に書いてあり、地域新電力会社の設立検討を進めてきました。検討の結果、生駒市が取り組む地域新電力事業は、単なる価格競争ではなく、官民連携によるコミュニティサービスと組み合わせることによって地域価値の向上につながるものと結論を得たと。その事業者を決めるための公募型プロポーザルの基本方針だという話ですね。 ということは、この環境モデル都市を推進することは、政策目的であり、随意契約ガイドラインの市の施策目的の随意契約になるのではないですか。</p>	<p>入札を試みないと分からないので市場価格を算定するのが難しいと思います。</p> <p>実際問題として公共団体の契約は入札するのが原則なんですけど、そのうえで、市民パワー株式会社を設立した経緯、政策や目的など、それが現段階で随意契約での2号に該当するかどうかという点については如何でしょうか。</p> <p>一般的に電気購入するのなら、一般競争入札が原則であり、市民エネルギー会社の大阪ガスからの購入量が多いのも懸念材料で、ただそれでも随意契約で進めるのであれば、この点を注意してくださいという答申内容になるのですか。</p>

質 問	回 答
<p>公募型プロポーザルを行うことがひとつの随意契約なので、その際にどのように検討したのかの資料がないので、その随意契約の是非は検討しようがないと思います。</p> <p>原則としては一般競争入札にすべきだが、政策的な目的、この場合は「環境モデル都市の推進」としての判断があり、協定書を結ばれたという前提で一般論となると思います。そのプロセスが協定書等の内容などについては既に出来ているので我々が関知するところではないが、電力を毎年購入する契約をするのであれば、最低限こういふ点についてということで、中身についてはこちらで決定しますが留意してもらいたいです。</p> <p>これでよろしいでしょうか。</p>	<p>担当課としては随意契約案件に該当するという認識はあります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>担当課退出</p>	
<p>議会もこれをするために予算を承認しているんですね。</p>	<p>そうです。</p>
<p>3 次回開催日について</p>	<p>次回の開催は、平成29年11月13日(月)の午後4時に開催することに決定しました。</p>